

# 安全・安心で快適なまちの 実現を目指して

## 狭あい道路拡幅整備促進事業のご案内

●敷地が狭あい道路に接しており、建物を新築、増改築される場合、ご相談ください。

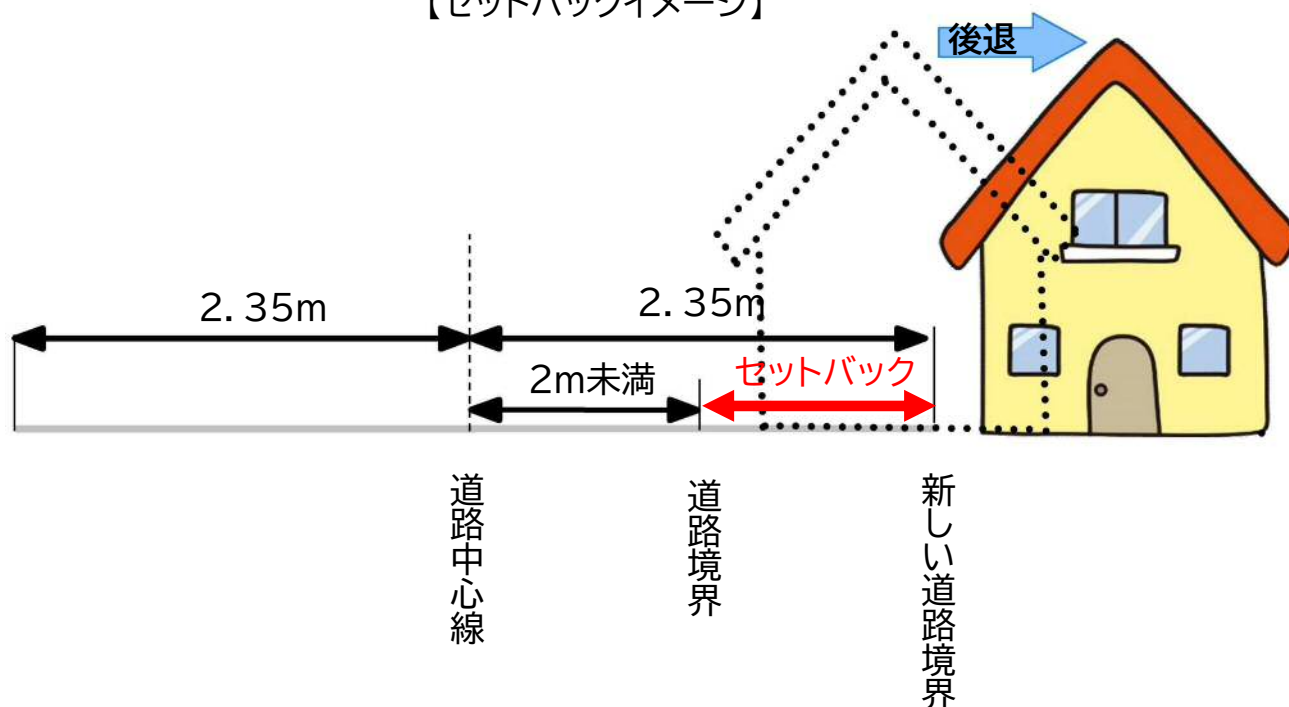
東大阪市土木部道路管理課



## 狭あい道路とは

「狭あい道路」とは建築基準法(昭和25年法律第201号。)第42条第2項の規定により指定された道、その他幅員4メートル未満の道で一般交通の用に供されているもののうち東大阪市が管理している道路を示します。2項道路に接する敷地で建築物を新築・改築する場合は道路の中心線から2m敷地を後退(セットバック)し、加えて側溝設置のため0.35m後退する必要がありますが、建築物が更新されない箇所については幅員が狭いままの「狭あい道路」として存在しています。

【セットバックイメージ】



## 狭あい道路拡幅整備事業

セットバックした部分の土地は、建築物を建てることができず、道路として供用していただく必要がありますが、市へ寄付をいただかない限りは、個人所有の土地であり、個人においてセットバック部分を管理することとなります。東大阪市では、セットバック部分を寄付もしくは無償使用契約いただいた場合、市による道路整備の施工、又は整備にかかった費用の助成をおこないます。寄付、無償使用契約された土地は市が適切に管理をおこなっていきます。

# 事業効果

狭あい道路拡幅整備事業により、以下の効果が期待されます。

- 狭あい道路拡幅の促進
- セットバック部の適切な管理
- 車両の通行性の向上



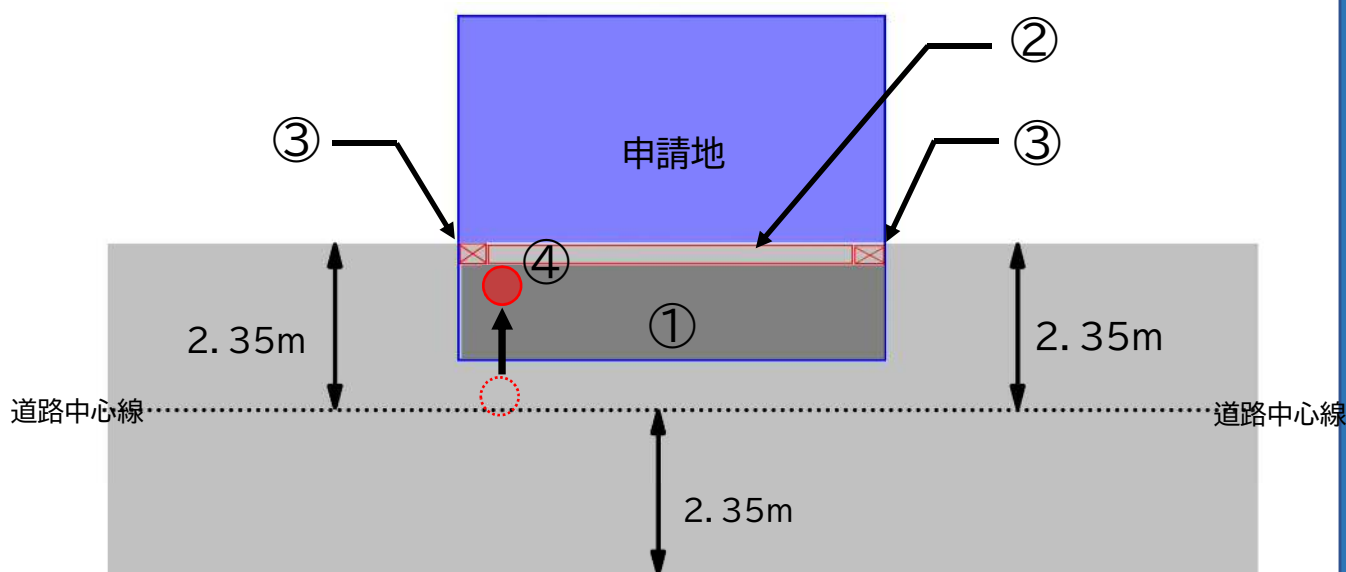
安全・安心で  
快適なまちの実現

## 事業の対象となる工事

狭あい道路拡幅整備事業の対象となる工事等は以下のとおりです。

- ① 舗装工事 既存の道路施設の撤去や、セットバック部の舗装工事
- ② 側溝築造工事 道路に降った雨水を流すため道路境界に設置する側溝の築造工事
- ③ 柵等設置工事 雨水を集め下水管に流すための集水柵等の設置工事
- ④ 電柱移設工事 拡幅整備に支障となる電柱の移設工事
- ⑤ 測量及び分筆登記 拡幅整備に必要な測量や後退部の土地分筆登記など

【事業対象工事】



\*後退整備に必要な工事及び範囲は現場状況により異なります。

# 事業の流れ

事前相談

道路管理課より、事業内容・手続きの流れを説明いたします。

協議受付

申請者から必要書類を添付の上、事前協議書を提出していただきます。

現場調査

職員が現地確認し、本事業を適用できるか調査をおこないます。

協議成立

事前協議が整えば、土地の寄付や助成金などの手続きを進めます。

## 【市施工】

支障物件の  
除去

門・塀などは、事前に申請者において除去していただきます。

測量・設計

本市において、現地の測量及び設計をおこないます。

整備工事

本市において、整備工事をおこないます。

所有権移転

土地の所有権を市へ移転・登記するための書類の提出をしていただきます。

## 【民間施工】

助成金申請

助成金の申請をしていただきます。

交付決定

申請内容に問題なければ、交付決定通知をいたします。

整備工事

交付決定後、整備工事をおこなっていただきます。

現場検査

職員が現場検査をおこないます。

所有権移転

土地の所有権を市へ移転・登記するための書類の提出をしていただきます。

助成金交付

検査後、助成金を交付いたします。